

なお、市町村担当者による公表を基本とするが、具体的な入力等の作業については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）でも行うことができることとする。

（３）生活支援等に関する情報の公表内容

老人福祉法第 12 条の 3 の規定に基づいて公表する生活支援等に関する情報の内容は、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 1 条の 8 の 2 に規定しており、具体的には、次に掲げるとおり、生活支援等サービスを利用する上で、基礎的な情報であり、地域の実情に応じて市町村が追加できるものである。具体的内容は、上記（１）に掲げる生活支援等サービスごとにそれぞれ、別添 5 のとおりとする。

- ① 生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地
- ② 生活支援等の実施日及び実施時間
- ③ 生活支援等を実施する区域
- ④ 生活支援等の内容及び利用料等、その他市町村が必要と認める情報

VI 認知症に関する相談窓口に関する情報公表

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の人本人やその家族が身近な地域で相談することができ、各々の状況に応じた適切な地域の社会資源を活用して、保健医療・介護等に関するお困りごと等に対応できるようにすることが必要である。

このため、市町村は、認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備することに加えて、地域に設置している認知症に関する相談窓口の情報を広く認知症の人やその家族等が知ることができるよう、その公表に努めることが必要である。

都道府県におかれては、管内市区町村の ID 管理を適切・確実に行うとともに、認知症施策の担当部局と情報を共有しつつ、市区町村がこれらの情報を積極的に公表するよう促していただきたい。情報の公表の主体でもある指定都市におかれては、これらの事務の担当部局と情報を共有し、情報を公表するよう、努められたい。

1 認知症に関する相談窓口に関する情報

市町村は、

- ① 認知症に関する相談窓口を設置するとき
- ② おおむね年 1 回、市町村が適当と認めるとき

に公表又は更新するよう努めることとし、情報に変更がない場合は更新を不要とする。なお、認知症に関する相談窓口の公表に当たっては、既に登録済みの地域包括支援センターの情報については、改めて入力する必要はないこと。

また、市町村担当者による公表を基本とするが、具体的な入力等の作業については、地域包括支援センターでも行うことができることとする。

2 認知症に関する相談窓口に関する情報の公表内容

認知症に関する相談窓口の名称や所在地、電話番号、業務日など認知症の人やその家族が相談窓口を利用する場合に必要な基礎的な情報であり、具体的内容は別添6のとおりとする。

VII 介護サービス事業所情報のオープンデータ

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられた。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されている。

このため、介護サービス情報公表システムの介護サービス事業所データを、デジタル庁が示している「推奨データセット」基本編「介護サービス事業所一覧」に準じたcsvファイルとして、厚生労働省ホームページで公表しているところであり、都道府県におかれては、介護サービス事業所の直近の情報が確実に更新されるよう、努められたい。